

三豊市監査委員告示 第3号

平成23年度定例監査の結果に関する報告（第1回）に基づき、措置を講じた旨の通知が三豊市長からあったので、地方自治法第199条第12項の規定により、次のとおり公表します。

平成24年4月19日

三豊市監査委員 糸川 昇
三豊市監査委員 藤田 公正

三総総第 47 号
平成 24 年 4 月 12 日

三豊市監査委員 糸 川 昇 様
三豊市監査委員 藤 田 公 正 様

三豊市長 横山 忠始

監査の結果に関する報告に基づく措置について(通知)

地方自治法(昭和 22 年法律 67 号)第 199 条第 12 項の規定により、平成 23 年度定例監査結果に関する報告(第 1 回)に基づき別紙のとおり措置を講じましたので通知いたします。

監査の結果に関する報告に基づく措置

監査対象機関 (課名等)	監査の結果 (改善検討事項)	措置の内容
三豊市高瀬町 地域農産物利 用促進センタ ー	<p>基本的には月末締めで納付書により代金を収納しているが、配達時に現金を受け取る場合があり、つり銭が必要な時は配達した職員個人の金で対応して帰着後精算をしている。会計課を通じてつり銭を準備する等の対策を検討すること。</p>	<p>弁当代金は現在、次の2方法によって、対応している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇1月分を一括精算する方法 ◇当日に現金払いする方法 <p>現金売りの際、つり銭が必要となるケースがあり、従来は職員の立て替えにより対応していた。</p> <p>昨年11月の定例監査での指導を踏まえ、本年1月、会計課からつり銭用に1万5,000円借用した。それ以後は、公金にてつり銭対応を行っている。</p>